

第3期老人福祉センター横浜市蓬莱荘 指定管理者公募要項等の内容に関する質問の回答

No	分類	頁	大項目	中項目	小項目	質問内容	回答
1	公募要項	2	4	(3)	ア	コミュニティスタッフの勤務時間及び休憩時間については、8時35分～12時50分と12時45分～17時と明記されていますが、その内訳は4時間勤務、15分休憩(無給)と理解してよろしいでしょうか。	職員配置については、現在の指定管理者の状況に基づき記載しておりますが、職員配置については指定管理者の判断で実施してください。
2	公募要項	2	4	(3)	ア	指導員について必要数(コミスタと兼務可)とあり、資格要件は無いとありますが、市の条例、要綱には指導員の記載はありません。この指導員は「厚生省社会局通達(S52. 8. 1)」別紙の老人福祉センター運営要綱第三、一事業(1)各種相談の「援助、指導を行う事」と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、指導員は「厚生省社会局通達(S52. 8. 1)」別紙の老人福祉センター運営要綱第三、一事業(1)各種相談の「援助、指導を行う事」とご理解ください。
3	公募要項	3	4	(4)		「管理上の瑕疵による火災等事故」は、指定管理者の負担と明記されています。火災等の事故につきましては、適切な管理をしても100%の保証は不可能であり、当法人には火災時の弁済余力は有して4いませんので、リスクを回避するためには横浜市を被保険者とし、指定管理者を契約者とする火災保険又は施設賠償責任保険の特約等に加入する必要があると考えます。この場合、保険料を収支予算書に計上することとしてよろしいでしょうか。	本市では、指定管理者は施設賠償責任保険には必ず加入することとしています。それ以上の補償については指定管理者の判断となります。また、保険料を収支予算書に計上するか否かについても指定管理者でご判断ください。
4	公募要項	11	5	(4)	イ	応募関係書類事業計画書(様式2)について、用紙サイズはA4サイズに統一することとなっていますが、文字サイズや設問に対する回答枚数については、原本の用紙枚数より多くなってもよろしいでしょうか。(例・各問に対する回答をA4用紙1～2枚で回答)	枚数制限はありませんので、原本の用紙枚数より多くなってもかまいません。
5	公募要項	19	8	(8)		中庭スペースを有効活用するための費用については、指定管理料以外に別途予算計上して頂けるのでしょうか。	当初経費(イニシャルコスト)の50万円程度までは本市が負担します(平成27年度中)。指定期間中のランニングコストは指定管理者の負担になります。